

保育所の個別審査基準の改正について（案）

1 個別審査基準改正の経緯

幼保連携型認定こども園の個別審査基準を改正するにあたり、ハード面だけの審査ではなく、ソフト面として「児童（特に低年齢児）の安全や危機管理、保育の質」を評価できる審査項目を追加すべきとの御意見を踏まえ、第2回札幌市子ども・子育て会議認可確認部会（平成27年9月30日開催）にて幼保連携型認定こども園の個別審査基準の改正案について御了承いただいたところ。保育所の個別審査基準についても、この趣旨を踏まえて以下のとおり改正する。

2 個別審査基準の主な変更内容

(1) 審査事項の点数配分（最高得点）の調整

審査事項	点数配分（修正前）	点数配分（修正案）
○ 4計画施設の基本プラン（保育の質等に関する項目を追加することに伴う点数増）	20点	30点
○ 7設置主体の事業実績及び8設置主体の役員構成（上記項目追加に伴う点数減）	それぞれ10点	それぞれ5点

(2) 保育の質等に関する項目の追加【9点】

審査項目・基準（配点）	摘要
○ 施設長予定者の資格要件【2点】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での2年以上の実務経験を有する者を配置する（2点） ・上記と同等以上であると認められる者を配置する（1点） 	施設型給付費に係る国通知において、施設長専任加算の要件を定めているほか、本市認可要綱において、社会福祉法人又は学校法人以外の者が保育所の設置者となる場合の施設長要件を左記のとおり規定。
○ 保育所の運営に関する計画【4点】 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待対策に関するマニュアルが整備する計画となっている（+1点） ・災害対応及び事故防止に関するマニュアルが整備する計画となっている（+1点） ・地域住民に対して当該施設の運営の内容を説明する機会を設ける予定となっている（+1点） ・地域と交流及び連携を図る計画となっている（+1点） 	「保育所保育指針」において、虐待対策及び危機管理（災害対応・事故防止）をそれぞれ規定。
○ 事業内容の自己評価と改善の取組【2点】 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を実施して結果を公表する（2点） ・第三者評価を実施するが結果は公表しない、又は自己評価を実施して結果を公表する（1点） 	第三者評価及び自己評価については、保育の質の維持・向上に寄与するものであることから個別審査基準の審査項目に加える。
○ 職員への処遇に対する計画【1点】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員休憩室又は職員が休憩するためのスペースが設けられている（1点） 	職員の勤務環境の向上に寄与するものであることから個別審査基準の審査項目に加える。

(3) その他の変更項目

- 幼保連携型認定こども園の個別審査基準に合わせた改正（審査事項1、審査事項2）
- 文言整理（審査事項1、審査事項5など）